

県道福良江井岩屋線（松帆古津路・湊地区） 道路整備推進協議会通信

第2号
平成20年8月20日（水）
事務局
兵庫県淡路県民局
県土整備部洲本土木事務所

第3回協議会において、県道福良江井岩屋線「松帆西路（孫太橋）交差点～湊交差点～松帆古津路（御原中前）交差点の間：延長1.7km」の道路整備計画方針が決定し、都市計画決定の手続きに入る事となりました。

◇ 道路計画断面（道路各部の幅員構成）の決定

道路幅員は計画交通量（将来を見込んだ1日の車輛通行台数）と道路構造令等の関連法令・基準等から決まります。

第2回の協議会において、交通量調査結果から基準にあった断面構成の「道路構造令等基準にもとづく標準的な断面図」を示し、これ以外には、片側のみ自転車・歩行者道（幅員=3.5m）を設置する案や、片側には自転車・歩行者道を設置し、反対側は歩道（幅員=2.5m）を設置する案、また、街並み景観向上のために植栽帯を設置する案等を示しました。

第3回協議会において、これらを検討した結果、右図のとおり**両側に3.5mの自転車歩行者道を設置し、一般部総幅員は15.0m（交差点付近の付加車線部総幅員は18.0m）**の道路断面に決定しました。

◇ 計画区間における道路整備計画の主な配慮事項

- ① 御原橋の拡幅は上流側とする。
 - ・橋梁拡幅は、経済性、施工性、安全性から、片側を原則とする。
 - ・下流側に拡幅は、御原橋前後で道路線形を著しく変形させ、補償物件数が多大な件数となり、湊交差点が西（市街地）側に片寄ること阿万福良湊線の取り付け線形が現状より悪化する（カーブがきつくなる）。
- ② 現況水路は道路の外に付け替え、機能保持する。
 - ・孫太橋から現道に並行する水路は、道路区域外に付け替える。
- ③ 道路線形の改善を考慮する。
 - ・現状の道路線形は蛇行したものであるため、道路構造上望ましいできるだけ直線に近づける線形に改良する。
- ④ 支障物件の数、及び規模を考慮して合理性と経済性を勘案し道路法線を定める。
 - ・3件あるガソリンスタンドは、消防法等の法的規制で施設、設備の立地、配置に制約があり移転が難しい。

※ なお、今回、本紙に掲載した図面や費用の案は概略案・概算値であり、今後の調査、詳細設計により、精度を上げ、確定していきます。

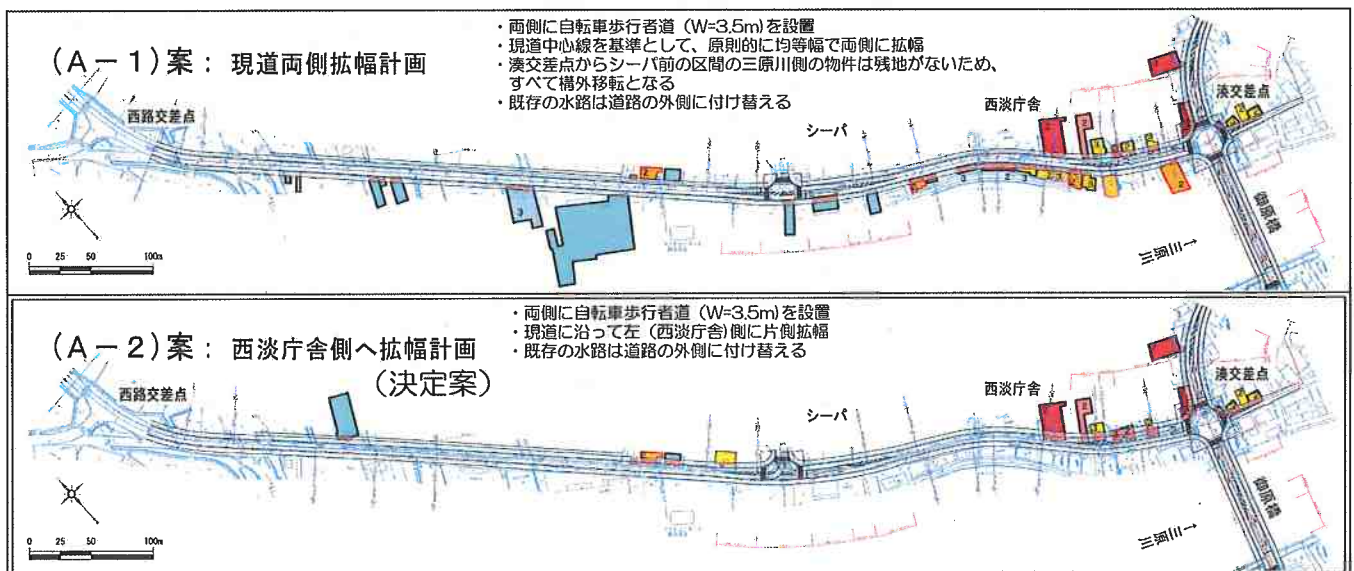
◇ 湊地区における道路整備計画案の決定

湊地区での道路整備計画は、(A-1)案と(A-2)案の2案を比較しました。両側拡幅とした(A-1)案では、支障物件数が多く移転補償費が多くなり、また、三原川沿いの建物の大半は背後地がないため、すべて別の土地への移転となります。一方、西淡庁舎側へ片側拡幅する(A-2)案では、西淡庁舎側の移転対象物件数は両側拡幅の場合とほぼ変わりません。用地費・補償費の比較において半分以下となり、経済性の面でも圧倒的に有利となります。この検討結果から、西淡庁舎側へ片側拡幅する(A-2)案に決定しました。

	用地面積 (㎡)	湊地区	
		A-1	A-2
用地	5,970	5,970	6,640
用地費計 (千円)	252,000	252,000	273,000
支障物件等	木造建物 (棟)	11	5
	非木造建物 (棟)	28	13
	支障建物合計 (棟)	39	18
物件補償費(両側)計 (千円)	1,873,000	1,873,000	725,000
用地補償費算額合計 (千円)	2,125,000	2,125,000	998,000

住宅	店舗
集合住宅	事務所
店舗・住宅	工場
事務所・住宅	倉庫(車庫)
墓地	工場・倉庫
木造：細柱	非木造：太柱
2.3 建物階数	

GS：ガソリンスタンド

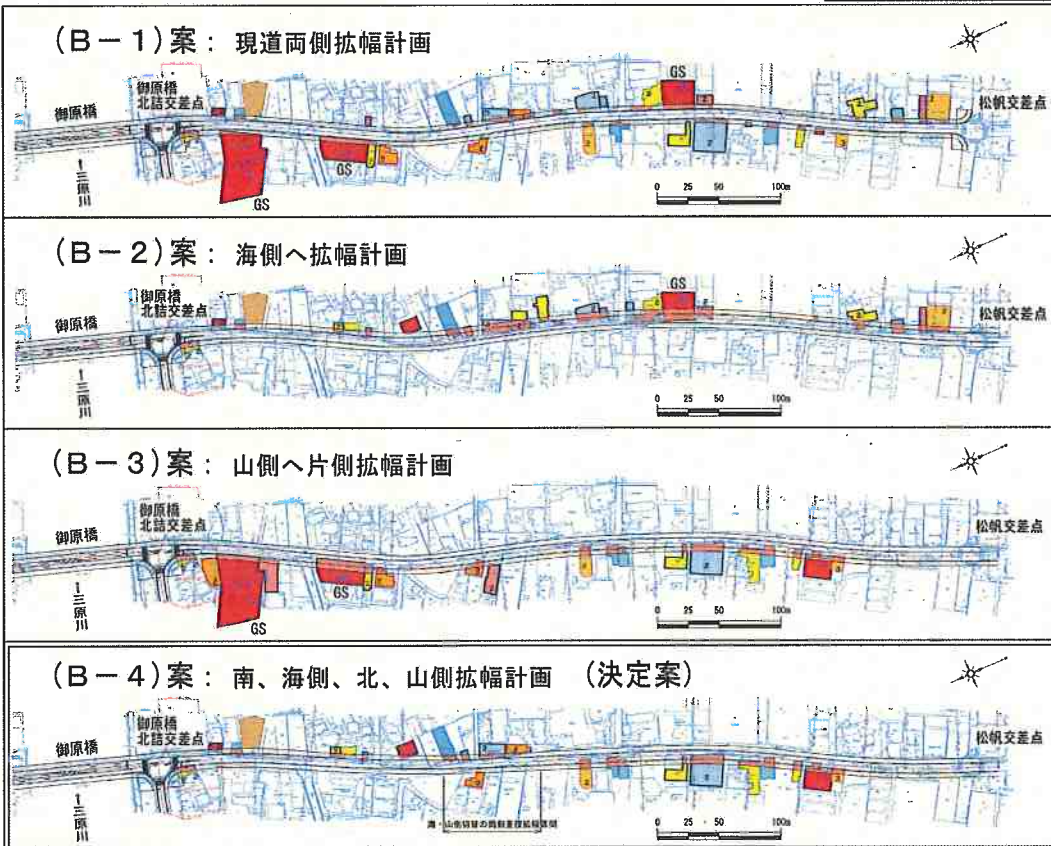


◇ 古津路地区における道路整備計画案の決定

古津路地区での道路整備計画は、(B-1)～(B-4)の4案で比較検討しました。蛇行した現状の道路線形が改善でき、移転困難と考えられる物件を避け、さらに支障物件が少なく、最も経済的であることから、

御原橋北詰交差点寄りの南側は海側に拡幅し、松帆交差点寄りの北側は山(東)側に拡幅する(B-4)案が最良であると決定しました。

		古津路地区			
		B-1	B-2	B-3	B-4
用地	用地面積 (㎡)	3,790	4,210	4,360	4,570
	用地費計 (千円)	129,000	143,000	147,000	153,000
支障物件等	本道建物 (棟)	10	7	7	10
	非本道建物 (棟)	25	19	14	15
	支障建物合計 (棟)	35	26	21	25
物件補償費(両側)計(千円)		1,173,000	725,000	725,000	614,000
用地補償概算額合計 (千円)		1,302,000	868,000	872,000	767,000



- ・現道中心線を基準として、原則的には均等幅で両側に拡幅
- ・支障物件は両側となり、片側案のほぼ倍数の支障物件数となる。

- ・現道沿いに原則的に左(海)側片側に拡幅

- ・現道沿いに原則的に右(山)側片側に拡幅

- ・現道の蛇行した線形を修正し、御原橋寄りは左(海)側に拡幅、松帆交差点寄りは右(山)側拡幅とした、片側交互の拡幅
- ・法的制限から移転・改造が困難なガソリンスタンドを避ける
- ・左右切替区間で両側に支障物件が生じる
- ・他の案より最も物件補償費が少ない。

◇ 事業着手の考え方

兵庫県では、当整備計画路線の全区間をいくつかの区間に分割して事業着手することを考えています。

まず、最重要課題である御原橋前後の渋滞解消と自転車・歩行者の安全確保を実現するため、右図の赤着色区間で第1期として平成21年度の事業着手を予定しています。

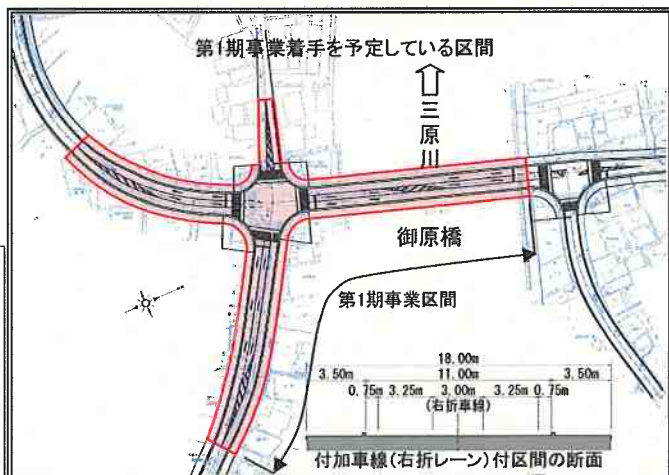
残りの区間は、※地籍調査等の作業の進捗状況等を勘案して、随時着手して行きます。

また今後は、この道路が西淡地区の中心市街地にふさわしい景観となるよう、電線類地中化や地場産瓦製品等の積極的活用も検討していきます。

※ 我が国の土地に関して、登記所に備え付け、広く利用されている地図は、その半分が明治時代の地籍改正時に作られた公図(字限図)であり、境界、形状などが現実と違う場合があります。登記簿に記載された土地の面積も正確でないものがあるのが実態です。今回道路整備を行う古津路地区は、特にその相違が著しく、公図も何種類もあり、それぞれが異なる状況です。このような場所では、道路拡幅のため必要となる用地を取得し、道路区域として分筆(1つの区画の土地を分割して登記すること)ができません。

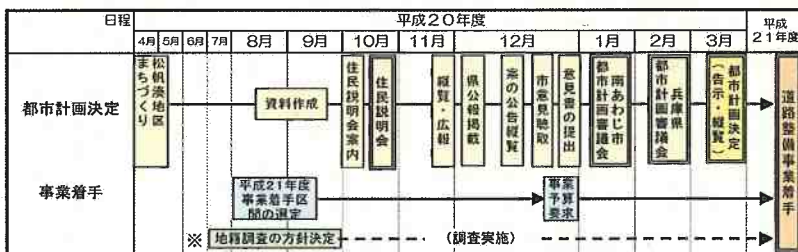
地籍調査は、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量し、地籍調査の結果を登記所に送ることで、これまでの間違った登記簿、地図が更新されます。

南あわじ市は、計画区間の地籍調査を道路事業に先立ち実施する予定です。これによって、土地取引や土地の管理が円滑に、確実に行われるものとなります。すでに市内各地域で地籍調査を実施しています。調査状況等詳しくは、市のホームページの地籍調査課のコーナーで御覧いただけます。



◇ 道路整備の事業化と都市計画決定までのスケジュール

協議会の道路整備方針決定をうけて、兵庫県と南あわじ市は、本年度末に都市計画決定するための作業を進め、兵庫県では平成21年度事業着手するための手続きを進めます。



◇ ご要望やご意見 (本紙に掲載した記事の情報は、淡路県民局及び南あわじ市のホームページと庁舎でさらに詳しい内容を閲覧できます。)

道路計画やこの協議会通信に対する皆様のご意見やご要望をお寄せください

ご意見、ご要望はFAX、メールまたは手紙、投稿で次までお寄せください。それ以外の方法では対応しかねますので御了承願います。

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
兵庫県淡路県民局県土整備部
洲本土木事務所道路第2課

FAX 0799-25-2344
Eメールアドレス
awajid@pref.hyogo.lg.jp

〒656-0492
南あわじ市市善光寺22番地1
建設部 建設課

FAX 0799-43-5326
Eメールアドレス
kensetsu@city.minamiawaji.hyogo.jp